

○規制地域の指定

(騒音規制法第 3 条第 1 項、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第 33 条第 1 項)

釜石市は、特定工場等(法第 2 条第 2 項)、騒音特定工場等(条例第 33 条第 1 項)、特定建設作業(法第 2 条第 3 条)及び自動車(法第 2 条第 4 項)から発生する騒音について規制地域を指定しています。

指定地域(騒音規制地域)の区域の区分は、原則として次表のとおり都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号による用途地域の区分に従っています。

釜石市都市計画図については、釜石市ホームページ内に掲載してありますのでそちらをご覧ください。
(当ページにも都市計画図へのリンクを設置しています)

| 区域の区分 | 用途地域の区分 |
|---------|---|
| 第 1 種区域 | 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域 |
| 第 2 種区域 | 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 |
| 第 3 種区域 | 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 |
| 第 4 種区域 | 工業地域、工業専用地域 |

備考：地域の指定について、法では「指定地域」、条例では「騒音規制地域」という用語を使用しているが、地域の範囲は同一である。